

## 傍聴要領(遵守事項)

沖縄本島中南部都市圏総合都市交通協議会

### 1.傍聴する場合の手続き

- (1)会議の傍聴を希望する方は、令和7年6月16日 月曜日 午後3時まで、事務局まで傍聴希望の届出を行ってください。また、会議当日は、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2)会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。

### 2.会議の秩序の維持

- (1)傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従って下さい。
- (2)傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場して頂きます。
- (3)傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

### 3.会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1)会議開催中は、着席の上、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2)拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3)私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4)会議において、飲食または喫煙しないこと。
- (5)会議において、写真撮影、録画、録音等をおこなう場合には、会議の支障とならないようにすること。
- (6)その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。